

平成30年度第2回福岡県がん対策推進協議会 会 議 次 第

日 時：平成30年12月5日(水)14:00～15:00

場 所：福岡県庁10階南棟 特1会議室

1 開会

2 議題

肺がん地域連携クリティカルパス（術後UFT）運用について・・・資料1

3 報告事項

(1) がん診療連携拠点病院等の推薦について・・・資料2

(2) 福岡県がん対策アクションプラン（平成25年度～平成29年度）・・・資料3

(3) 平成30年度新規事業について

① がんの治療・介護と仕事の両立支援事業・・・資料4

② 大切な人へのメッセージカードによるがん検診受診勧奨事業・・・資料5

(4) 小児がん拠点病院について・・・資料6

(5) その他・・・資料7

4 閉会

平成30年度福岡県がん対策推進協議会 委員名簿

平成30年10月31日現在

	協議会 役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
1	会 長	松田 峻一良	福岡県医師会 会長
2	副会長	前原 喜彦	九州中央病院 院長
3	委 員	入澤 由三子	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課 課長
4	委 員	大島 彰	九州がんセンター 医長
5	委 員	神村 英利	福岡県薬剤師会 副会長
6	委 員	熊澤 榮三	福岡県歯科医師会 会長
7	委 員	佐田 通夫	久留米大学先端癌治療研究センター 客員教授
8	委 員	高原 文子	福岡県看護協会 副会長
9	委 員	田口 智章	九州大学大学院医学研究院 教授
10	委 員	竹之下 敏英	厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長
11	委 員	田村 和夫	福岡大学医学部 教授
12	委 員	塚田 順一	産業医科大学病院 診療教授
13	委 員	辻 裕二	福岡県医師会 常任理事
14	委 員	寺崎 雅巳	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 課長
15	委 員	藤 也寸志	九州がんセンター 院長 (がん診療連携協議会 代表)
16	委 員	仲山 智恵	北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課 課長
17	委 員	平川 浩紹	がんの子どもを守る会 副代表幹事
18	委 員	深野 百合子	あけぼの会 副会長
19	委 員	二場 公人	福岡県市長会 田川市長
20	委 員	本田 浩	九州大学大学院医学研究院 教授
21	委 員	松永 智幸	福岡県町村会 事務局長
22	委 員	宮崎 親	福岡県保健所長会 会長 (北筑後保健福祉環境事務所 所長)

(50音順 敬称略)

平成30年度第2回福岡県がん対策推進協議会 座席表

日時：平成30年12月5日(水)14:00～

場所：福岡県庁南棟10階 特1会議室

前原 副会長

松田 会長

藤 委員			辻 委員
大島 委員			熊澤 委員
佐田 委員			神村 委員
本田 委員			深野 委員
塚田 委員			入澤 委員
田口 委員 (代理:宗崎 様)			寺崎 委員
竹之下 委員 (代理:古里 様)			宮崎 委員

事務局

がん感染症 疾病対策課 唐木課長 技術補佐	がん感染症 疾病対策課 畑農 がん・疾病 対策係長	がん感染症 疾病対策課 福田課長	がん感染症 疾病対策課 吉田課長補佐
事務局		職員	

傍
聴
席

福岡県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条の規定に基づき策定した、福岡県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実施に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、推進計画の推進等を行うため、福岡県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定等に関する事項
- (2) がん診療連携拠点病院の整備に関する事項
- (3) がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の数は、22名以内とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他の協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。